

報告事項 2

教育長の臨時代理による教育委員会規則の制定について

平成28年3月25日開催の教育委員会会議における議決に基づき、教育委員会を臨時に代理し、以下のとおり教育委員会規則を制定したので、報告する。

平成28年4月12日

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

1 制定した教育委員会規則

- (1) 神戸市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則
(平成28年3月教育委員会規則第10号)
- (2) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例施行規則
(平成28年3月教育委員会規則第11号)
- (3) 神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則
(平成28年3月教育委員会規則第12号)
- (4) 神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則
(平成28年3月教育委員会規則第13号)

2 臨時代理を行った理由

平成28年3月31日までに公布する必要がある規則について、規則制定の根拠となる条例案に関する市会の議決の日程等の都合により、教育委員会会議に付議するいとまがなかったため。

3 公布日

平成28年3月31日

神戸市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 31日

神戸市教育委員会

教育長 雪 村 新 之 助

神戸市教育委員会規則第10号

神戸市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 神戸市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成15年2月教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び中学校」を「，中学校及び義務教育学校」に改める。

第1条中「及び中学校」を「，中学校及び義務教育学校」に改める。

第15条中「神戸市立小学校及び中学校の児童及び生徒の出席停止に関する規則」を「神戸市立小学校，中学校及び義務教育学校の児童及び生徒の出席停止に関する規則」に改める。

第19条の次に次の1条を加える。

(副校長)

第19条の2 義務教育学校に，副校長を置く。ただし，特別の事情がある場合は，副校長を置かないことができる。

2 副校長は，校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第20条の2第2項中「校長」の次に「，副校長」を加える。

(学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 神戸市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和57年9月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

(主任の設置に関する規則の一部改正)

第3条 主任の設置に関する規則（昭和53年3月教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条第1項中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

（神戸市立工業高等専門学校学則の一部改正）

第4条 神戸市立工業高等専門学校学則（昭和38年1月教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第17条第1号中「中学校」の次に「又は義務教育学校」を加える。

第18条第2項中「出身中学校長」の次に「又は義務教育学校長」を加える。

（高等学校学則の一部改正）

第5条 神戸市立高等学校学則（昭和43年3月教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「又は中学校」を「，義務教育学校又はこれら」に改める。

（小学校及び中学校の児童及び生徒の出席停止に関する規則の一部改正）

第6条 神戸市立小学校及び中学校の児童及び生徒の出席停止に関する規則（平成14年3月教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び中学校」を「，中学校及び義務教育学校」に改める。

第1条中「及び中学校」を「，中学校及び義務教育学校」に改める。

様式第1号から様式第3号までの規定中「神戸市立小学校及び中学校の児童及び生徒の出席停止に関する規則」を「神戸市立小学校，中学校及び義務教育学校の児童及び生徒の出席停止に関する規則」に改める。

（就学援助規則の一部改正）

第7条 神戸市就学援助規則（平成12年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「神戸市立中学校」の次に「，神戸市立義務教育学校」を加える。

第9条第2号中「又は中学校」を「，中学校又は義務教育学校」に改める。

別表1の項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。7の項を除き，以下同じ。）」を，「中学校」の次に「（義務教育学校の後期課程を含む。7の項を除き，以下同じ。）」を加え，同表7の項を次のように改める。

7	新入学児童生徒	小学校，中学校又は義務教育学校に入学する者
---	---------	-----------------------

	学用品費	(義務教育学校にあつては、後期課程の第1学年に進級する者を含む。)が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費
--	------	--

(教材の取扱に関する規則の一部改正)

第8条 神戸市立学校の教材の取扱に関する規則(昭和32年4月教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1号中「中学校」の次に「, 義務教育学校」を加える。

(博物館条例施行規則の一部改正)

第9条 神戸市立博物館条例施行規則(昭和57年7月教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第7条中「小学校の児童又は中学校の生徒」を「小学校, 中学校又は義務教育学校の児童又は生徒」に改める。

(小磯記念美術館条例施行規則の一部改正)

第10条 神戸市立小磯記念美術館条例施行規則(平成4年7月教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「小学校の児童又は中学校の生徒」を「小学校, 中学校又は義務教育学校の児童又は生徒」に改める。

(埋蔵文化財センター条例施行規則の一部改正)

第11条 神戸市埋蔵文化財センター条例施行規則(平成3年8月教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「小学校の児童又は中学校の生徒」を「小学校, 中学校又は義務教育学校の児童又は生徒」に改め, 同条第5号中「中学校」の次に「, 義務教育学校」を加える。

(青少年科学館条例施行規則の一部改正)

第12条 神戸市立青少年科学館条例施行規則(昭和59年3月教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び中学校」を「, 中学校及び義務教育学校」に改める。

第8条第1号中「小学校の児童又は中学校の生徒」を「小学校, 中学校又は義務教育学校の児童又は生徒」に改める。

(風見鶏の館等条例施行規則の一部改正)

第13条 神戸市風見鶏の館等条例施行規則(平成11年3月教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「中学校」の次に「, 義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は, 平成28年4月1日から施行する。

神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月31日

神戸市教育委員会

教育長 雪 村 新 之 助

神戸市教育委員会規則第11号

神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市における暴力団の排除に関する条例（平成23年3月条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 条例第7条の公の施設のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げる公の施設とする。

- (1) 神戸市総合教育センター条例（平成2年3月条例第61号）第1条に規定する神戸市総合教育センター
- (2) 神戸市立体育施設条例（平成8年3月条例第53号）第2条に規定する体育施設
- (3) 神戸ポートアイランドホール条例（昭和59年3月条例第48号）第1条に規定する神戸ポートアイランドホール
- (4) 神戸市公民館条例（昭和26年5月条例第42号）第2条に規定する公民館
- (5) 神戸市立婦人会館条例（昭和48年3月条例第71号）第1条に規定する神戸市立婦人会館
- (6) 神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例（平成12年3月条例第64号）第1条に規定する神戸市生涯学習支援センターその他の施設

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

神戸市教育委員会

教育長 雪 村 新 之 助

神戸市教育委員会規則第12号

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則
神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和28年7月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2章の章名中「及び中学校」を「，中学校及び義務教育学校」に改める。

第3条第1項中「及び中学校（分校を除く。）」を「，中学校（分校を除く。）及び義務教育学校」に改める。

第6条第1項中「小学校から中学校」を「小学校又は義務教育学校の前期課程から中学校又は義務教育学校の後期課程」に改め，同条第3項中「関係小学校長及び関係中学校長」を「関係する小学校，中学校及び義務教育学校の校長」に改める。

第14条第1項中「又は中学校」を「，中学校又は義務教育学校の前期課程若しくは後期課程」に改め，同条第2項中「小学校」の次に「又は義務教育学校」を加え，「卒業予定の」を「に小学校を卒業し，又は義務教育学校の前期課程を修了する予定の」に改める。

第16条第2項中「関係小学校」を「関係する小学校又は義務教育学校」に改める。

第17条から第19条の2までの規定中「小学校」の次に「又は義務教育学校」を加える。

第21条第1項第1号及び第2号中「特別支援学校」を「兵庫県立特別支援学校」に改め，同条同項第3号中「規定により」の次に「前2号に掲げる県委員会に報告した子女の」を加える。

第22条の見出し中「又は中学校」を「，中学校又は義務教育学校」に改め，同条第1項中「又は中学校」を「，中学校又は義務教育学校」に改め，同条第2項

中「を受けたときは,」を「に係る児童生徒のうち, 兵庫県立特別支援学校に就学させることが適当であると認める者については」に改める。

第23条第1項第3号中「学齢簿を訂正するとともに, その旨を県委員会に報告するものとする。」を「学齢簿を訂正する。」に改め, 同項第5号を削る。

別表第1中

向洋	向洋	向洋町中5～9, 向洋町西1～6	を
	六甲アイランド	向洋町中1～4, 向洋町東1～4	
向洋	向洋	向洋町中5～8, 向洋町西1～6	に,
	六甲アイランド	向洋町中1～4・9, 向洋町東1～4	
港島	港島	港島1～9, 港島中町1～8, 港島南町1～7, 神戸空港	を
義務教育学校港島学園		港島1～9, 港島中町1～8, 港島南町1～7, 神戸空港	に,
雲雀丘	雲雀丘	鶯町1～4, 大日丘町1～3, 萩乃町2・3, 一里山町(1・2・10番(北部)), 雲雀ヶ丘1～3, 檜川町2(4番1～15・16号(北部))・3, 源平町(18・19番を除く。) 〔兵庫区〕里山町	を
	丸山	源平町(18・19番), 檜川町1・2(4番1～15・16号(北部)を除く。), 長田天神町7, 高東町1～3, 長者町, 丸山町1～4, 西丸山町1～3, 花山町1～2, 鹿松町1～3, 東丸山町, 萩乃町1, 一里山町(1・2・10番(北部)を除く。), 堀切町(19番1～4号・20番を除く。), 明泉寺町3(7番5～17号・8・9番) 〔須磨区〕妙法寺(高取山, アチラムキ, やぶなか, やぶなか下, やぶなかノ上, やぶなかノ中, やぶなかノ下, 風早, 池ノ尻)	

雲雀丘	丸山ひばり	一里山町, 鶯町1～4, 大日丘町1～3, 萩乃町1～3, 雲雀ヶ丘1～3, 檜川町1～3, 源平町, 高東町1～3, 鹿松町1～3, 長者町, 西丸山町1～3, 花山町1～2, 東丸山町, 丸山町1～4, 長田天神町7, 堀切町(19番1～4号・20番を除く。), 明泉寺町3(7番5～17号・8・9番) 〔兵庫区〕里山町 〔須磨区〕妙法寺(高取山, アチラムキ, やぶなか, やぶなか下, やぶなかノ上, やぶなかノ中, やぶなかノ下, 風早, 池ノ尻)
-----	-------	---

に,

垂水東(美山台3, 東垂水町(菅ノ口, 流田), 乙木1～3, 東垂水3, 山手8を加え, 青山台1(8番, 9番(5～19号を除く。)), 10番(1～6号を除く。))・2(5～9・13～16・19・20番)・4(2番(東部))・5(2～6番)・8, 松風台2(1番)を除く。)	東垂水	泉が丘1～5, 城が山1～5, 山手1(1～3番)・4(7～10番)・5(8～10番), 塩屋町1(6番)・6(1～24番, 25番1～27・50～61号, 26～28番, 29番(16～22号を除く。)), 30番(6～30号を除く。)), 東垂水1(5～11番)・2(1～11番), 王居殿1・2(1～6番)・3(1～10番, 14番(8～18号))
	乙木	青山台1(8番, 9番(5～19号を除く。)), 10番(1～6号を除く。)), 11～28番)・2(5～9・13～16・19・20番)・3・4(2～8番)・5(2～6番)・6・7・8, 美山台1・2, 塩屋町6(25番28～49号, 29番16～22号, 30番6～30号, 31～38番), 東垂水町(高丸(762番地を除く。)), 東垂水1(1～4番)・2(12番), 王居殿2(7～13番)・3(11～13番・14番(1～7号・19～23号))・15～26番), 松風台2(1番)

を

垂水東(美山台3, 東垂水町(菅ノ口, 流田), 乙木1～3, 東垂水3, 山手8を加え, 青山台1(8番, 9番(5～	東垂水	泉が丘1～5, 城が山1～5, 山手1(1～3番)・4(7～10番)・5(8～10番), 塩屋町1(6番)・6(1～24番, 25番1～26・50～61号, 26～28番, 29番(16～22号を除く。)), 30番(6～30号を除く。)), 東垂水1(5～11番)・2(1～11番), 王居殿1・2(1～6番)・3(1～10番, 14番(8～18号))
--	-----	---

に,

19号を除く。), 10番(1~6号を除く。))・2(5~9・13~16・19・20番)・4(2番(東部))・5(2~6番)・8, 松風台2(1番)を除く。)	乙木	青山台1(8番, 9番(5~19号を除く。)), 10番(1~6号を除く。)), 11~28番)・2(5~9・13~16・19・20番)・3・4(2~8番)・5(2~6番)・6・7・8, 美山台1・2, 塩屋町6(25番27~49号, 29番16~22号, 30番6~30号, 31~38番), 東垂水町(高丸(762番地を除く。)), 東垂水1(1~4番)・2(12番), 王居殿2(7~13番)・3(11~13番・14番(1~7号・19~23号))・15~26番), 松風台2(1番)
---	----	--

本多聞(本多聞1を加え, 学が丘1を除く。)	多聞南	本多聞5~7, 学が丘1
	本多聞	本多聞2~4, 舞多聞東, 舞多聞西

本多聞(本多聞1を加え, 学が丘1を除く。)	多聞南	本多聞5~7, 学が丘1
	本多聞	本多聞2~4
	舞多聞	舞多聞東, 舞多聞西

長坂(伊川谷町(有瀬(赤羽地区土地区画整理事業地域, 下住尾西部), 潤和(伊川以南), 別府(山陽新幹線以南の潤和上脇線以西))を除く。)	長坂	伊川谷町(有瀬(第二神明道路以東(神明第三次ハイツ開発区域及び県営伊川谷第2高層住宅を除く。))), 長坂), 大津和1~3, 池上1(1番地1~8号・12番地) 〔垂水区〕神陵台2(1番を除く。))・8・9
	有瀬	伊川谷町(有瀬(第二神明道路以東を除く。)), 潤和(伊川以南), 別府(山陽新幹線以南)), 今寺

長坂(伊川谷町(有瀬(赤羽地区土地区画整理事業地域, 下住尾西部), 潤和(伊川以南), 別府(山陽新幹線以南の潤和上脇線以西))を除く。)	長坂	伊川谷町(有瀬(第二神明道路以東(神明第三次ハイツ開発区域及び県営伊川谷第2高層住宅を除く。))), 長坂), 大津和1~3, 池上1(1番地1~8号・30~32号・12番地) 〔垂水区〕神陵台2(1番を除く。))・8・9
	有瀬	伊川谷町(有瀬(第二神明道路以東を除く。)), 潤和(伊川以南), 別府(山陽新幹線以南)), 今寺

改める。

様式第2号中 「

指定 学校	神戸市立	小 中	学校
----------	------	--------	----

」 を

「

指定 学校	神戸市立	学校
----------	------	----

」 に、

「

従前の 学 校	立	小 中	学校
	第 学年	在学 終了	

」 を

「

従前の 学 校	立	学校
	第 学年	在学 終了

」 に改める。

様式第2号の2中 「

指定学校	
------	--

」 を

「

指定学校		学 年	
------	--	-----	--

」 に改める。

様式第5号中 「

場所	神戸市立	小学校
	連絡先	

」 を

「

場所	神戸市立	学校
	連絡先	

」 に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 31日

神戸市教育委員会
教育長 雪 村 新 之 助

神戸市教育委員会規則第13号

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則

神戸市立幼稚園園則（昭和23年12月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「小学校」の次に「又は義務教育学校」を加える。

別表中

「

区	小学校	幼稚園	を
---	-----	-----	---

」

「

区	小学校又は義務教育学校	幼稚園	に，
---	-------------	-----	----

」

「

	港島	港島	を
--	----	----	---

」

「

	港島学園	港島	に，
--	------	----	----

」

「

長田区	水木（一番町1，二番町1，三番町1 — 3） 雲雀丘 丸山 名倉	西野
-----	--	----

」

室内	
宮川	
池田	
蓮池（戸崎通 1・2，庄山町 1（3 番）， 山下通 1—3，大谷町 1・2（1—8 番））西代通 1—3，大谷町 3（18・ 19 番 9—16 号・20—24 番を除く。）	
長田	
五位ノ池	
御蔵	
長田南	
真陽（若松町 3・4，大橋町 3・4）	

を

」

「

長田区	水木（一番町 1，二番町 1，三番町 1 — 3） 丸山ひばり 名倉 室内 宮川 池田 蓮池（戸崎通 1・2，庄山町 1（3 番）， 山下通 1—3，大谷町 1・2（1—8 番））西代通 1—3，大谷町 3（18・ 19 番 9—16 号・20—24 番を除く。） 長田 五位ノ池 御蔵	西野
-----	--	----

に，

長田南 真陽（若松町 3・4，大橋町 3・4）	
----------------------------	--

」

「

本多聞（舞多聞東，舞多聞西）	多聞ひまわり，奥の池，小束山
----------------	----------------

を

」

「

舞多聞	多聞ひまわり，奥の池，小束山
-----	----------------

に

」

改める。

附 則

この規則は，平成28年4月1日から施行する。